

地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

平成20年10月22日 政令 第324号

改正前

改正後

- 附則 -

施行日：平成20年10月22日

第七条の四 ◆追加◆

◆追加◆ **第二百十条の十二第一項**の規定の適用については、当分の間、同項中「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「附則第七条」とあるのは「附則第七条及び第七条の二第二項」とする。

第七条の四 平成二十年度における第二百十条の十二第一項

の規定の適用については、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律（平成二十年法律第八十四号。以下この項において「臨時交付金法」という。）の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額」と、「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条」とあるのは「自動車取得税減収補てん臨時交付金にあつては臨時交付金法第九条の自動車取得税減収補てん臨時交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方交付税法第十四条第一項及び第三項並びに附則第七条及び第七条の二第二項並びに臨時交付金法第九条」とする。

2 平成二十一年度以後の各年度における第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「附則第七条」とあるのは「附則第七条及び第七条の二第二項」とする。

- 改正法・附則・題名- ～平成20年10月22日 政令 第324号～

施行日：平成20年10月22日

◆追加◆

附 則（平成二〇・一〇・二二政三二四）

- 改正法・附則- ～平成20年10月22日 政令 第324号～

施行日：平成20年10月22日

◆追加◆

この政令は、公布の日から施行する。